

別紙 7 - 1 業務実施体制（兼務）の考え方【修正版】

1 総括責任者

総括責任者は、業務責任者（区民文化センター管理運営・事業実施業務を除く。）を兼務することができるものとする。

2 業務責任者

区民文化センター管理運営・事業実施業務は、他の業務責任者を兼務することができないものとする。上記以外の業務責任者の兼務の考え方については、下表のとおりとする。

3 業務担当者

区民文化センター管理運営・事業実施業務担当者は、他の業務担当者と兼務することができないものとする。

上記以外の業務担当者の兼務の考え方については、下表のとおりとする。

4 常駐

総括責任者又は業務責任者のうち、最低 1 名は市及び区との連絡調整窓口として常駐すること。建築設備保守管理業務は、24 時間の常駐体制を確保すること。

業務名		業務責任者	業務担当者等
維持管理業務	建築物保守管理業務	～ 兼務可	～ 兼務可
	建築設備保守管理業務		
	外構施設保守管理業務		
	植栽保守管理業務		
	清掃業務		
	環境衛生管理業務		
	什器備品保守管理業務		
	修繕業務		
	警備業務		
	総合案内業務	～ 、 、 兼務可	～ 、 ～ 兼務可
運営業務	区民文化センター管理運営・事業実施業務	兼務不可（ただし を除く）	兼務不可（ただし を除く）
	駐車場管理運営業務	～ 兼務可	～ 兼務可
	第 2 交通広場管理運営業務		
	第 2 自転車駐車場管理運営業務	、 、 兼務可	～ 、 ～ 兼務可
	多目的スペース管理運営業務		
	食堂運営業務		
	店舗運営業務	～ 兼務可	～ 兼務可
付帯事業			

兼務が認められている業務においても、経理区分は明確にすること。